

## 常設委員会設置規程（日本火山学会各賞選考委員会規程）の修正

各賞選考委員会 高木

常設委員会設置規程（日本火山学会各賞選考委員会規程）の修正を 2022 年度第 1 回理事会で提案し、承認された。

### ■常設委員会設置規程

特定非営利活動法人日本火山学会各賞選考委員会規程  
(修正前)

2. 各賞選考委員会は以下に関する任務を行なう。
  - ・特定非営利活動法人日本火山学会表彰規程に定める各賞の選考に関する事項

(修正後)

2. 各賞選考委員会は以下に関する任務を行なう。
  - ・特定非営利活動法人日本火山学会表彰規程に定める各賞の選考に関する事項
  - ・特定非営利活動法人日本火山学会以外の団体・個人が行う表彰に係る推薦の候補者の選考等に関する事項

### <全文（赤い字部分を追加）>

常設委員会設置規程

7. NPO 法人 日本火山学会各賞選考委員会規程

---

特定非営利活動法人日本火山学会各賞選考委員会規程

(2003 年 10 月 12 日臨時総会報告, 2008 年 10 月 12 日臨時総会報告, 2010 年 10 月 10 日臨時総会報告, 2013 年 9 月 30 日臨時総会報告, 2015 年 11 月 3 日修正, 2016 年 5 月 24 日修正, 2022 年 5 月 25 日総会報告)

- 
1. 各賞選考委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
  2. 各賞選考委員会は以下に関する任務を行なう。
    - ・特定非営利活動法人日本火山学会表彰規程に定める各賞の選考に関する事項。
    - ・特定非営利活動法人日本火山学会以外の団体・個人による表彰に係る推薦の候補者の選考等に関する事項。
  3. 各賞選考委員会委員は会員 7 名以上で構成される。委員は選考委員が受賞対象の直接的な関係者となった場合には、該当する賞の選考には関与しないものとする。委員の任期は 1 年とし、原則として連続 2 期までとする。
  4. 各賞選考委員会は、日本火山学会学生優秀発表賞の選考に当たり、秋季大会参加者の中から選考委員を指名し、選考に関する意見を聴取することができる。

附則 1. この規程の変更は、理事会で承認する。